

平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 酒井重工業株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 酒井 一郎  
 コード番号 6358 (東証 第1部)  
 問 合 せ 先 管理部長 吉川 孝郎  
 TEL 03-3434-3401

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 67 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指し、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第 427 条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。(以下略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く</u>)は15名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という)は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第20条 取締役(<u>監査等委員である者を除く</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役等) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である者を除く)から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である者を除く)から</u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。(以下略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、当社は重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法427条第1項の規定により、業務執行取締役等以外の取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第26条～第30条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第5章 計算</p>
<p>第31条～第33条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>当社は、第67回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関する会社法第423条第1項所定の社外監査役(社外監査役であった者を含む)の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第30条の定めるところによる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上